

石綿除去工事に係る事前周知 (近隣説明会等の取組)

石綿飛散防止専門委員会
2014.7.3

1

周辺住民への情報開示 (アスベスト)

揭示

- 特定粉じん排出等作業→作業の方法、実施の期間
- 解体等工事の事前調査の結果等の説明



- 住民への説明
 - 行政指導
 - 条例、指導要綱

- 情報開示
 - 公開質問

石綿含有建材の有無
アスベスト飛散の対策
石綿除去工事計画の策定

近隣住民からの要求
飛散健康 不安→安心

2

例-1

〇〇ビル 既存建物解体工事

ご近隣説明資料

20〇〇年〇月15日

〇〇不動産株式会社
〇〇特定目的会社
〇〇建設株式会社

3

〇〇ビル 建替計画 既存建物解体工事 説明会 次第

- 一、開会
- 一、事業主挨拶
- 一、既存建物解体工事の説明
- 一、解体材処理計画の説明
- 一、その他、
- 一、質疑応答
- 一、閉会

4

目次

1. 解体建物概要
2. 案内図
3. 解体工事予定表
4. 解体総合仮設計画図
5. 解体工事手順
6. 解体材処理計画
 1. 廃棄物事前調査結果 (有害物の有無)
 2. 廃棄物処理計画 (有害物処理)
7. 工事施工について
8. 連絡受付窓口

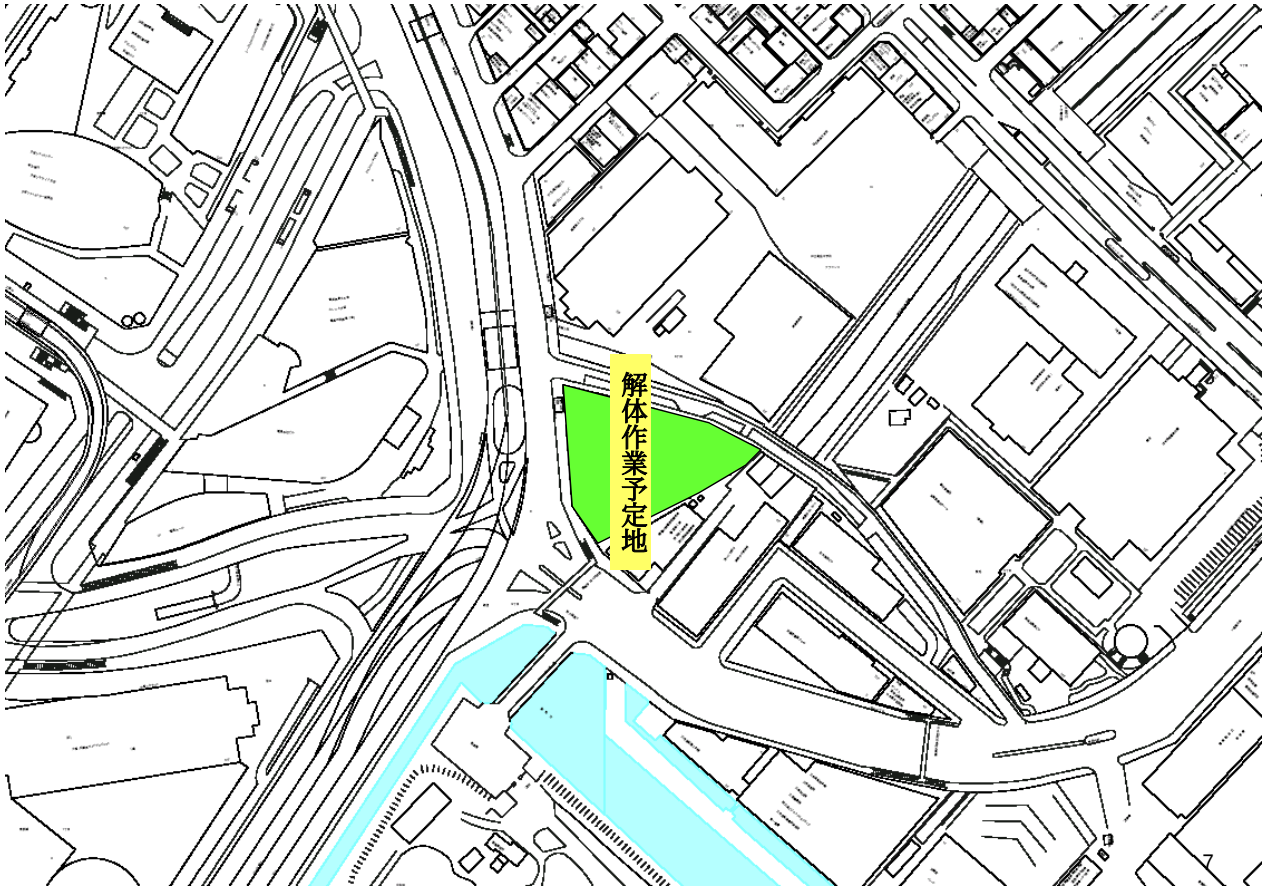
5

1.解体建物概要

建物名称	〇〇ビルディング	
建築位置	中央区銀座〇丁目〇番1	
用途	事務所	
敷地面積	4,418.20	m ²
建築面積	2,140.17	m ²
延べ面積	32,852.82	m ²
構造	地上:鉄骨造	
	地下:鉄骨鉄筋コンクリート造	
階数	地下2階・地上20階、搭屋1階	
高さ	建物高さ 77.3m、最高高さ80.8m	

6

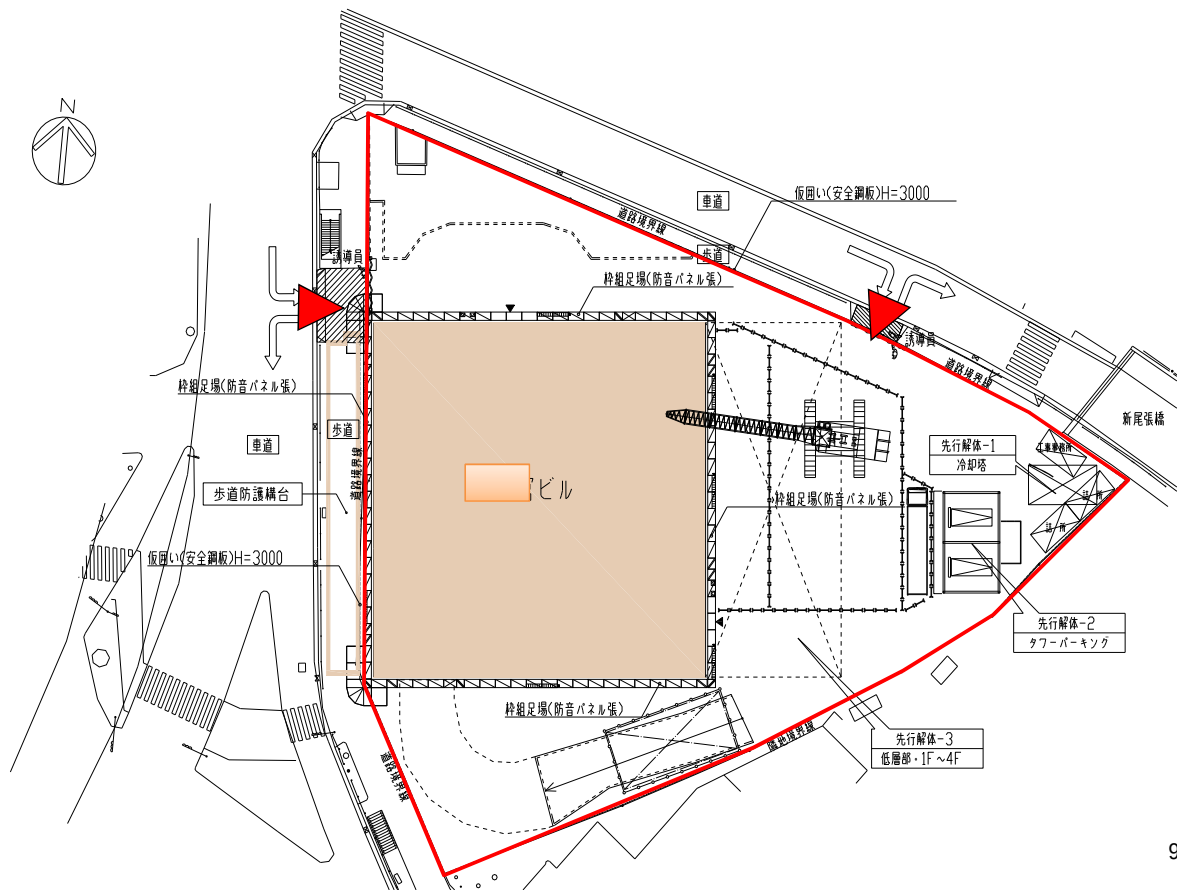
2.案内図



3.解体工事予定表

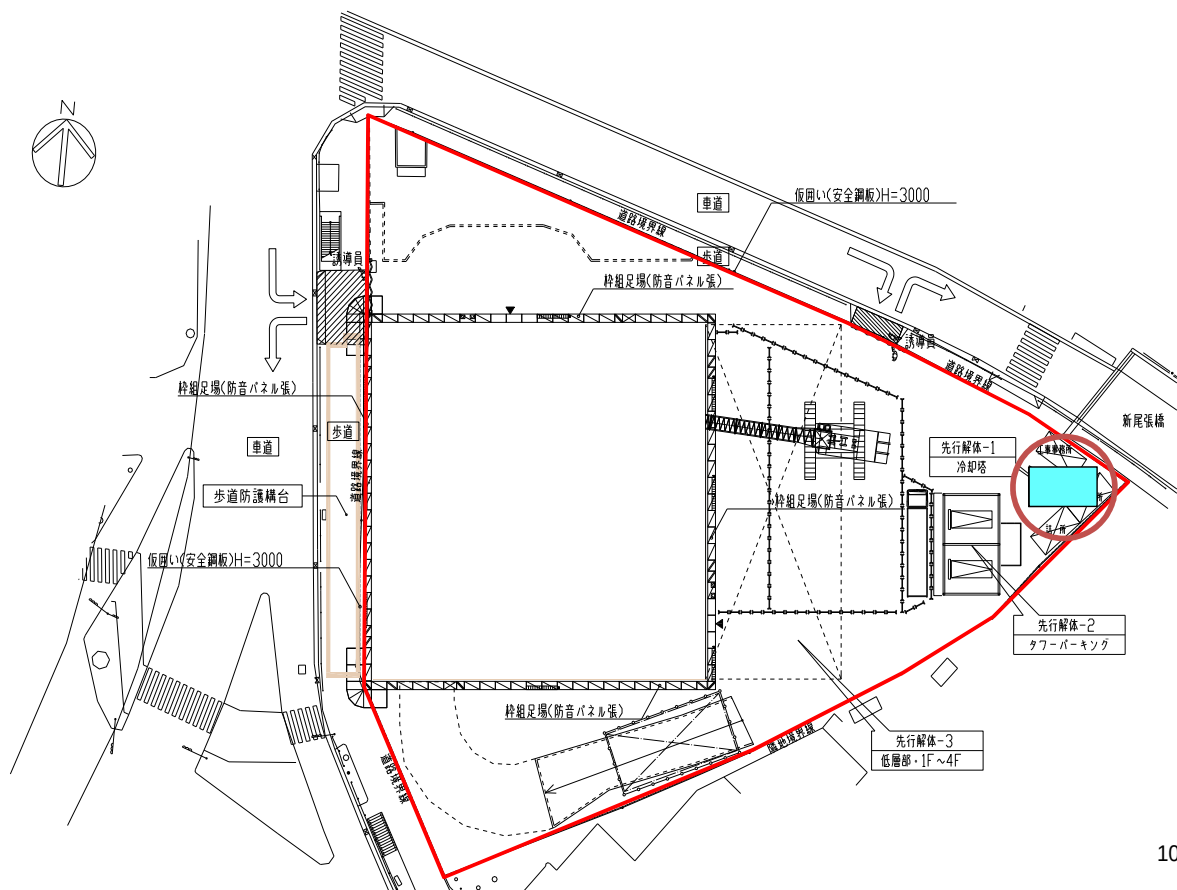
工事別	年 月	H17	9	10	11	12	H18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
重 要 事 項			▼作業開始														▼完了
準 備 工 事			■														
植 栽 撤 去 工 事			■	■	■												
駐 車 施 設 解 体 工 事			■	■	■	■											
低 層 部 解 体 工 事						■	■	■	■								
高 層 棟 解 体 工 事							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
内 装 解 体 工 事			■	■	■	■	■	■									
特別管理産業廃棄物除去				■	■	■	■	■	■	■							
発 生 材 搬 出 処 分			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

4.解体総合仮設計画図(平面)



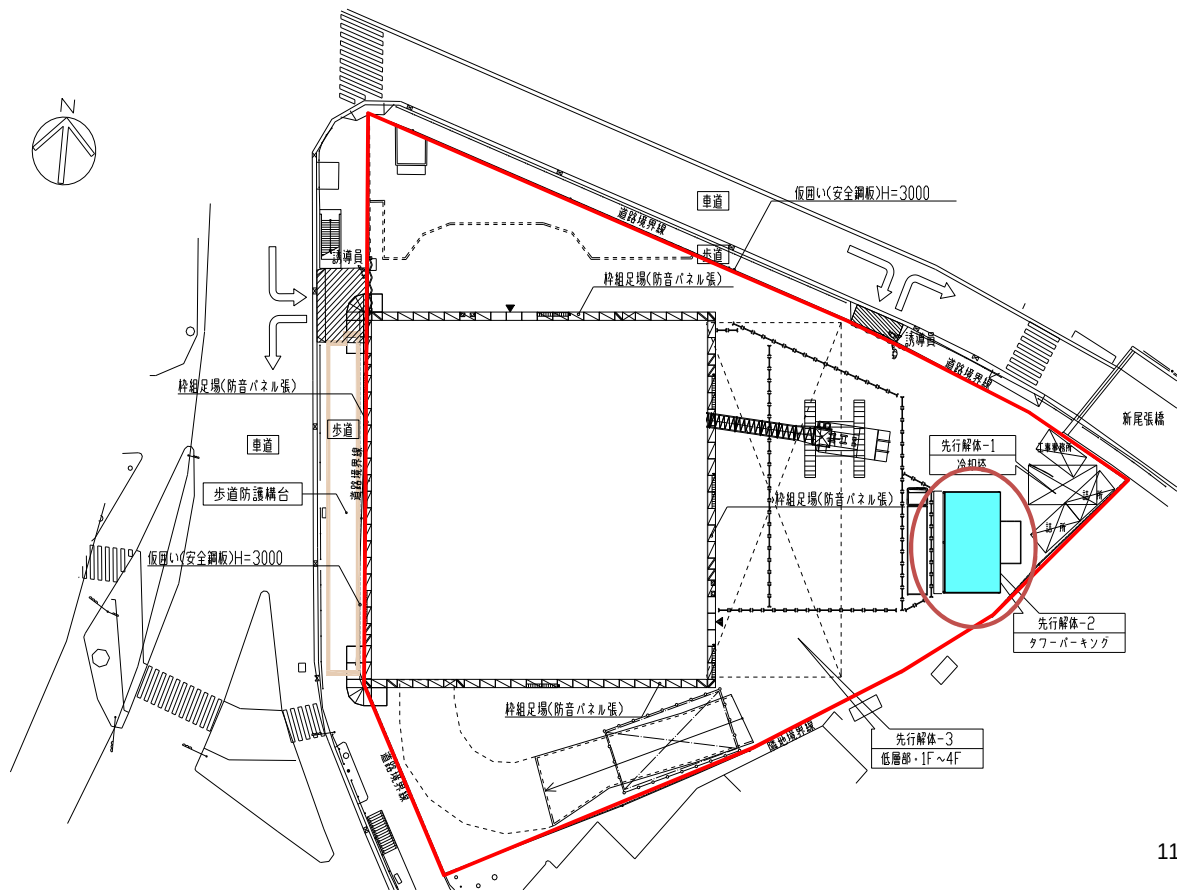
9

4.解体順序1



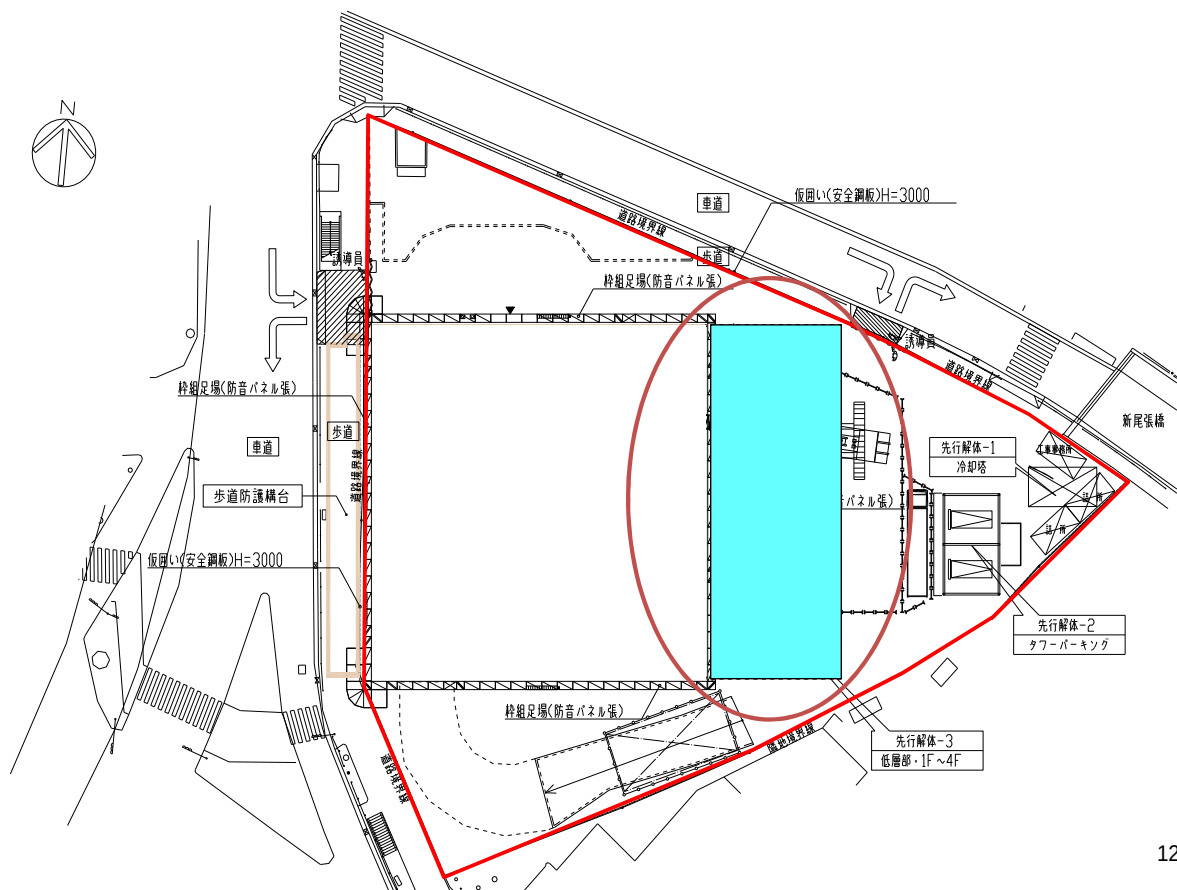
10

4.解体順序2



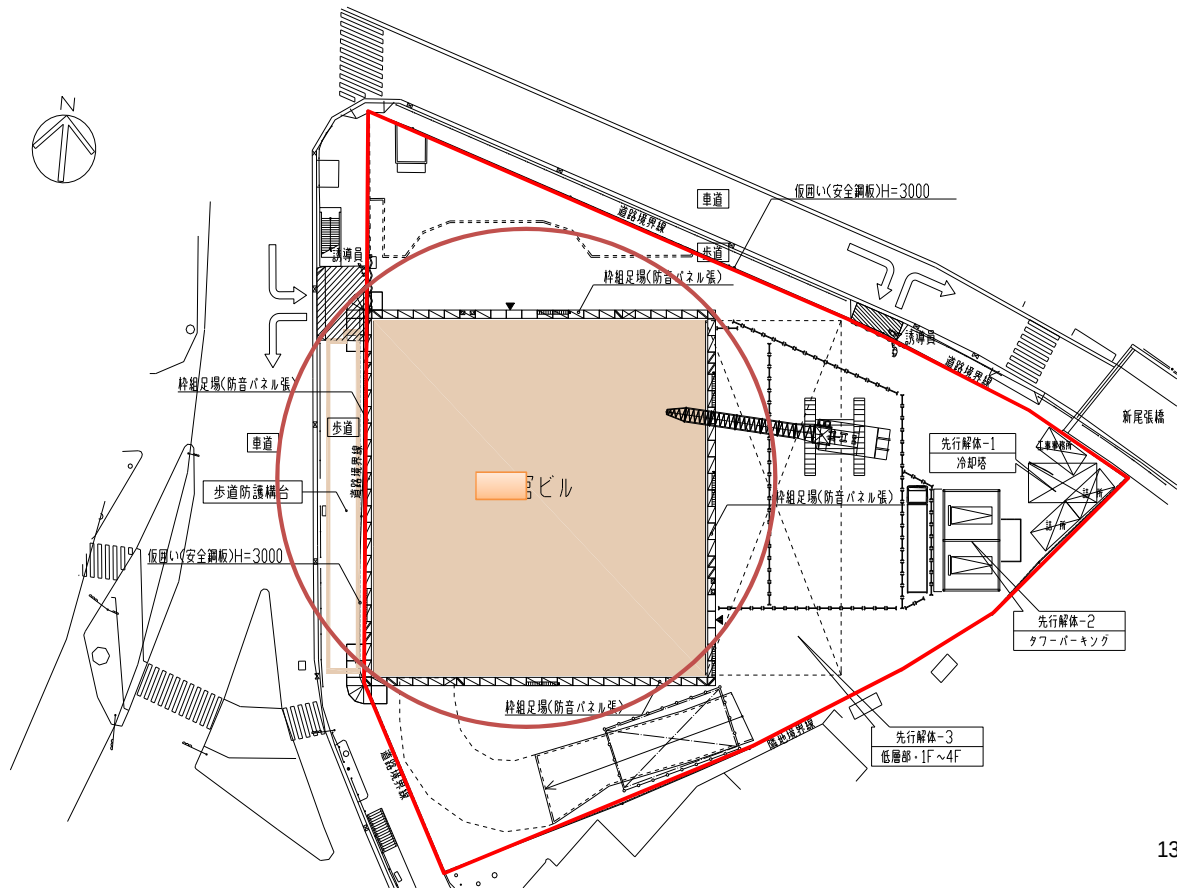
11

4.解体順序3



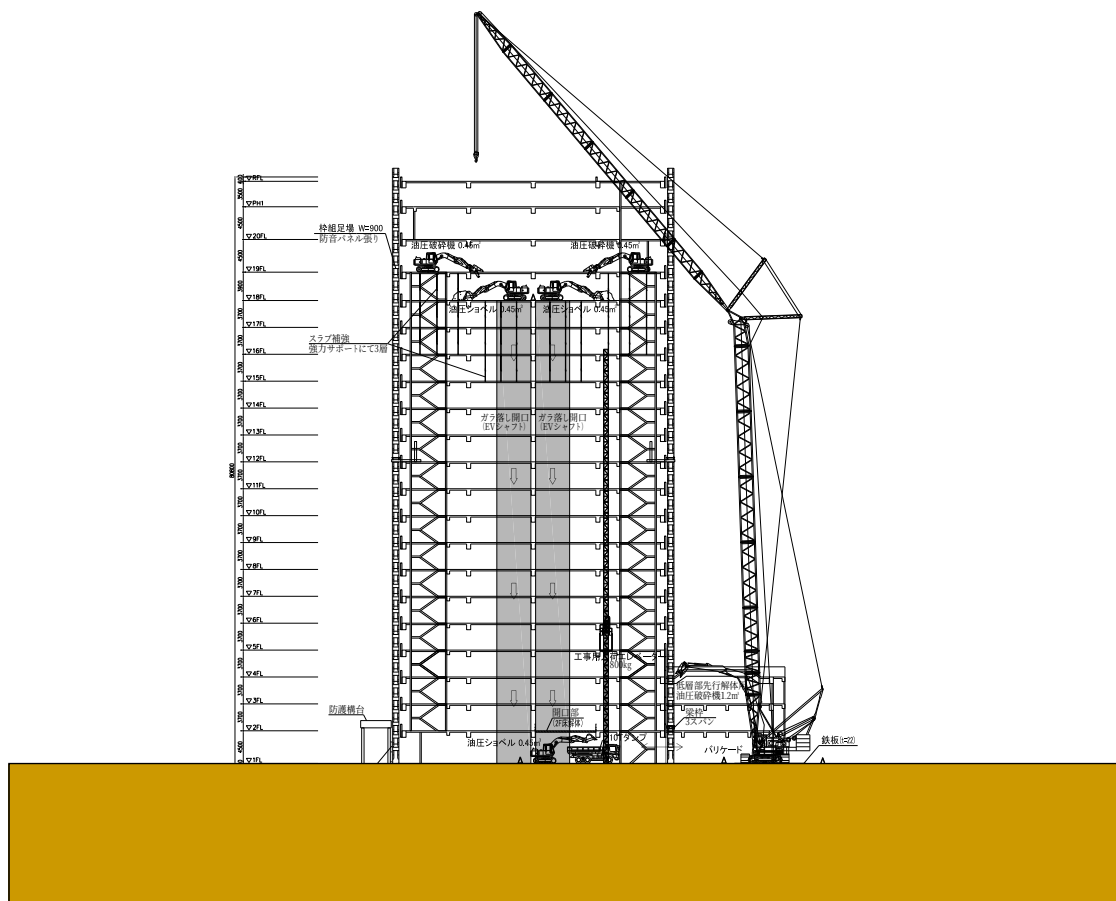
12

4.解体順序4



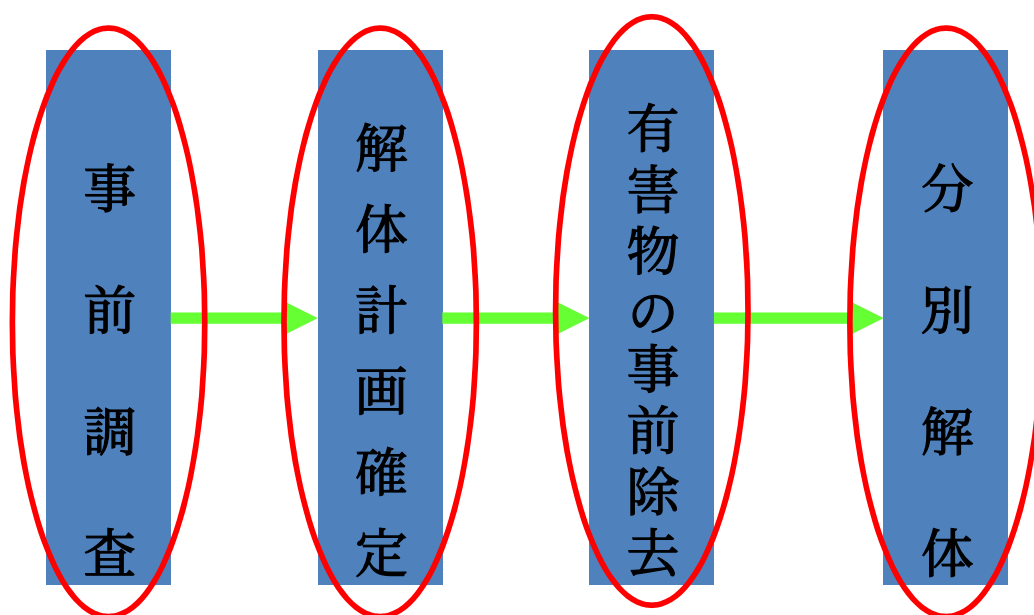
13

4.解体総合仮設計画図(断面)



14

5-1.解体工事手順



15

5-2.事前調査

事前調査

事前調査

- ① 対象建築物、周辺の状況
- ② 分別解体のための作業場所の状況
- ③ 廃棄物の搬出経路の状況
- ④ 残存物の有無
 - PCB廃棄物・フロン・ハロン・特定家電製品・什器・備品、ピット汚泥、その他残存物
- ⑤ 付着物等の有無
 - 飛散性アスベスト（吹付け、保温材、煙突断熱材等）
 - 非飛散性アスベスト（Pタイル、石綿セメント板等）
 - 有害物含有石膏ボード
- ⑥ その他留意事項
 - 廃棄物焼却炉のダイオキシン汚染の有無の確認
 - 汚染土壌の可能性の有無の確認
 - 再資源化可能なものの確認

16

5-3.解体計画確定

解体計画確定

解体計画の作成
再資源化計画の作成
監督官庁諸手続き実施
解体開始前の標識の設置
関係者の作業計画の周知



解体作業等における掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、労働基準監督署へ
☐労働安全衛生法第81条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
☐石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
また、
☐大気汚染防止法第10条の15第1項の規定による作業実施の届出
を行っております。

労働基準監督署届出年月日	平成 年 月 日	作業開始	平成 年 月 日
届出内容	作業期間 平成 年 月 日		
(石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんへの飛散防止対策の内容) 石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんへの飛散防止対策の概要：			
を石綿作業主任者に選任しています。 石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 実施した特別の教育：		平成 年 月 日(表示日) 施工事業番名：	
の実施した課程(平成 年 月 日)		連絡先： 現場責任者氏名：	

事前調査の結果 調査終了 年 月 日
石綿障害予防規則第3条第3項の規定による掲示

調査方法	☐ 設計図書等による確認(主な書類の名称：) ☐ 現場での目視確認等 ☐ 石綿が吹き付けられていないことの確認(第3条第2項のただし書きの場合) ☐ 分析での確認(・JIS法での定性分析・JIS法での定量分析・その他)
結果概要	☐ この建物には石綿含有建材はありませんでした ☐ 次の石綿含有建材がありました ☐ 分析せずに次のものを石綿含有建材として取り扱います
調査者	調査者より依頼した 分析機関

事前措置

- ① 残存物撤去（発注者処理）
 - PCB廃棄物（PCB廃棄物特別措置法）
：発注者保管
 - 冷媒フロン（フロン回収破壊法）
：回収業者（知事登録業者）に引渡し
 - 家電製品（家電リサイクル法）
：指定引取所に搬入
 - 什器・備品その他
 - ② 付着物等の処理
 - 飛散性アスベスト
 - その他
- ・吹付けアスベスト除去



- * 安衛法・大防法により粉じん飛散措置を講じる
- * 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

有害物の事前除去

19

5-5.分別解体

分別解体

- ① 設備・内装解体
 - 非飛散性アスベスト（Pタイル等）撤去
 - 木くずその他の分別解体



- ② 外装材・躯体の解体

分別解体

20

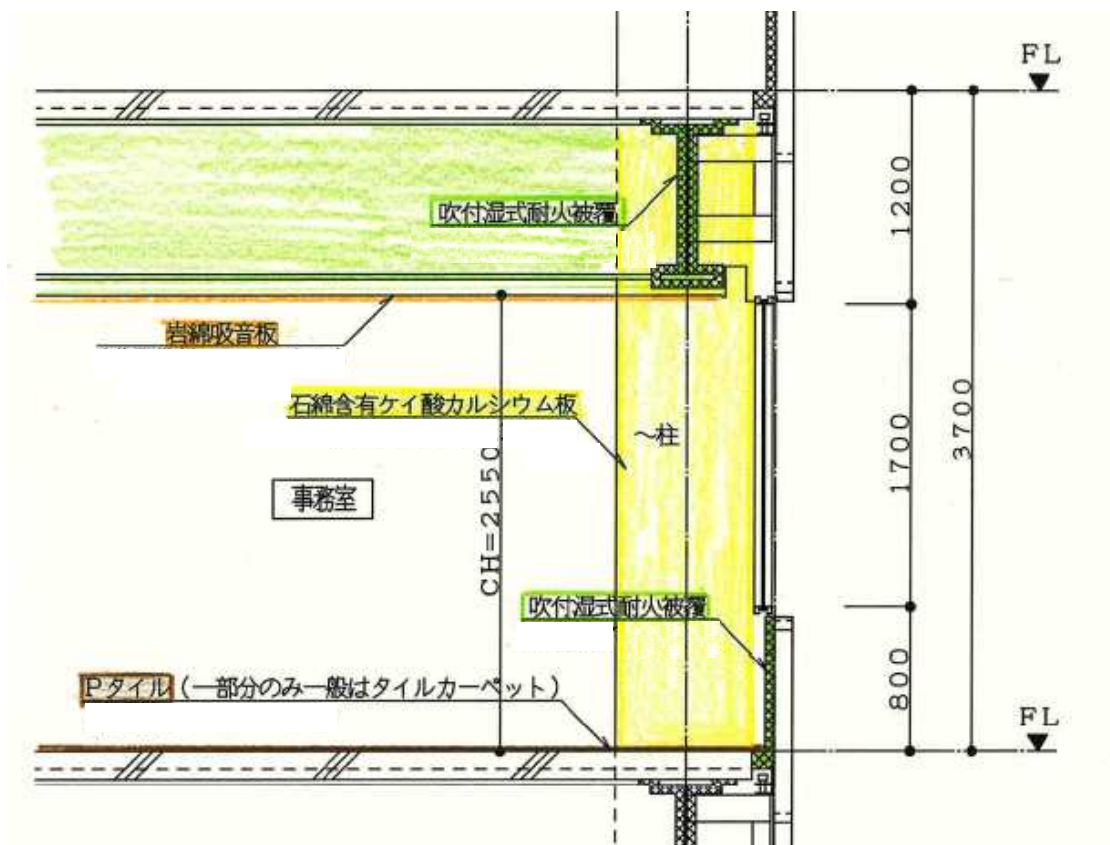
6-1 廃棄物等事前調査結果

名 称		事 前 確 認	含 有 材	場 所
P C B		給電停止後調査	トランス・コンデンサー	地下2階 電気室
フロン		○	ターボ冷凍機3台	地下2階 機械室
水銀		○	蛍光管	各階 照明器具
アスベスト	飛散性	○	吹付け耐火被服	2階-R階鉄骨梁・屋根スラブ
				事務室 ペリカバー
				1階 軒天井
				20階 機械室天井
				立体駐車場 梁・柱
	非飛散性	○	Pタイル	各階 事務室床
				各階 ELVホール床
				各階 事務室天井
				各階 ELVホール天井
ハロン		○	消火器	2階 電算室
鉛電池		○	蓄電池	地下2階 蓄電室
ニカド電池		○	ニッカド電池	各階誘導灯のバッテリー

21

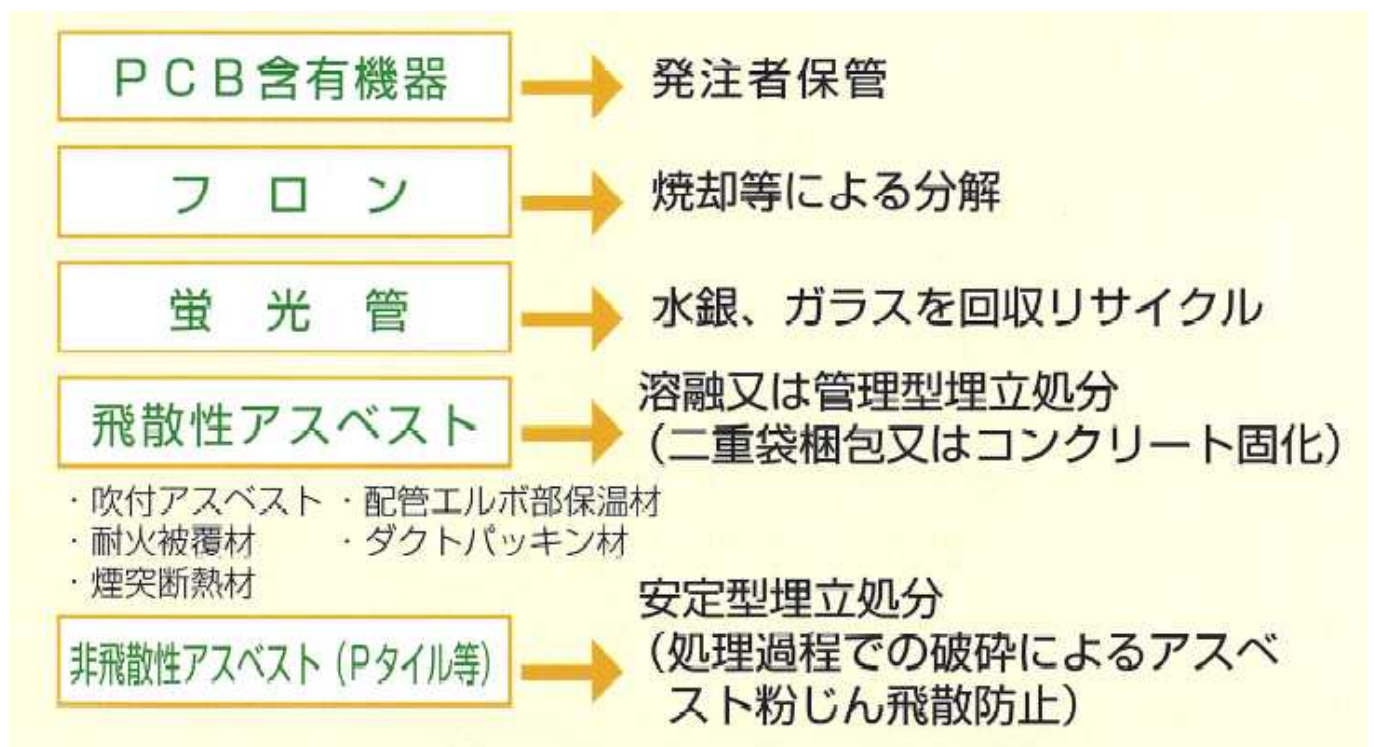
21

6-1-2 廃棄物位置イメージ図



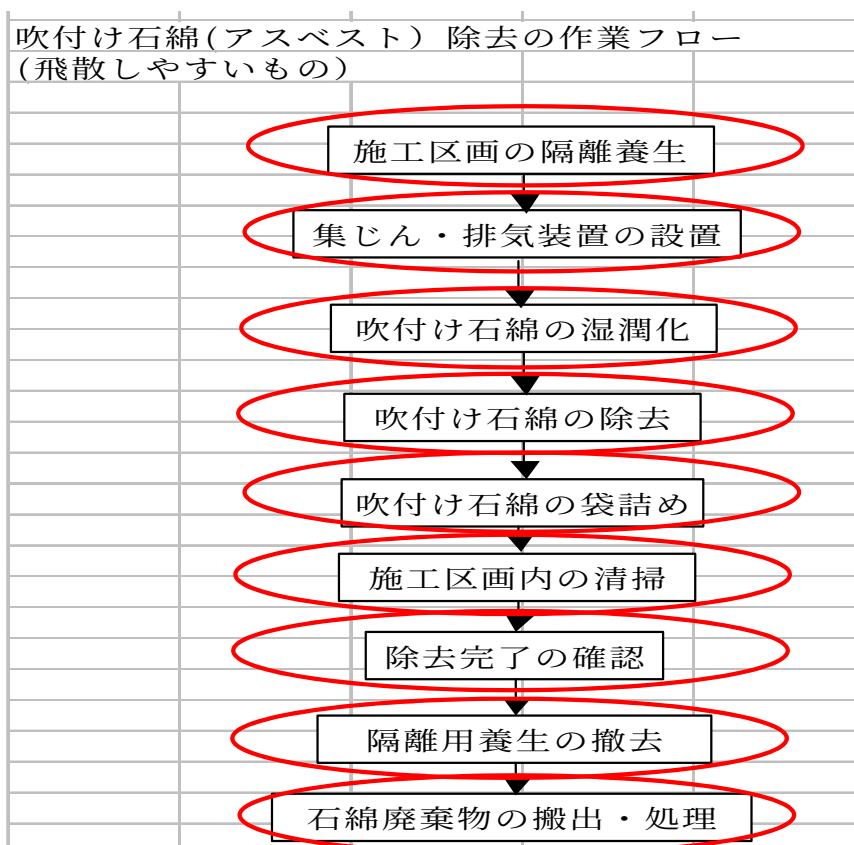
22

6-2.特別管理産業廃棄物の処理の要領



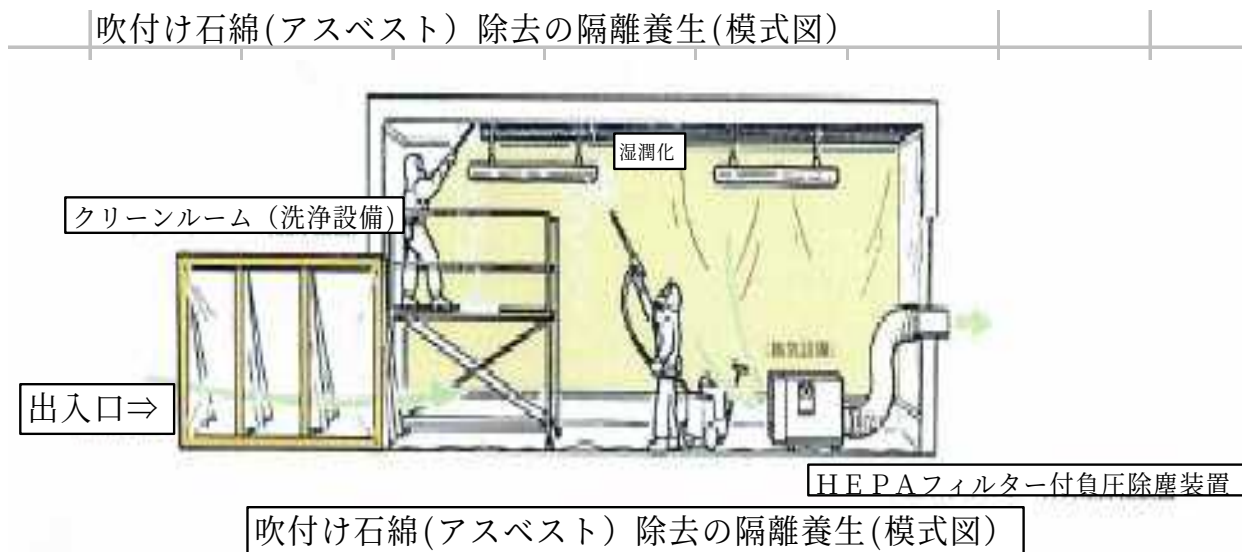
23

6-3アスベスト除去の作業フォロー (飛散性)



24

6-4吹付け石綿除去処理の要領図



25

6-5石綿湿潤化イメージ

7

湿潤化

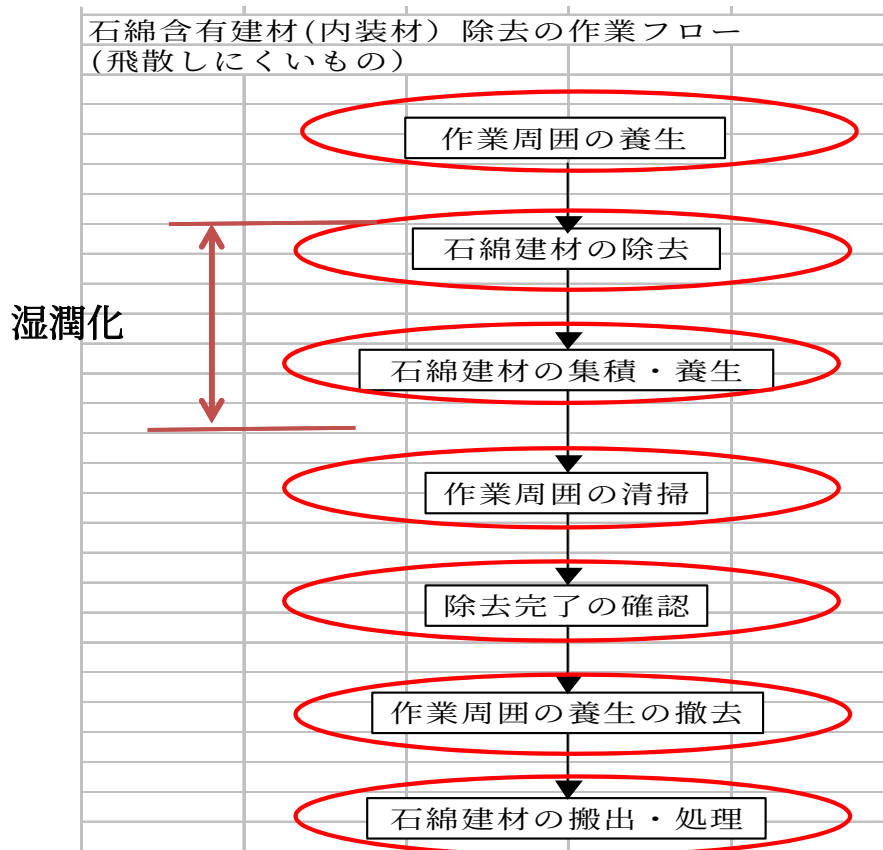
石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



26

6-6 アスベスト除去作業フォロー図 (非飛散性)



27

7.工事の要領および安全対策 (1)

1.作業時間および作業時間について

- ①日曜日は休業といたします。
- ②作業時間は、原則として午前8時より午後6時までといたします。
ただし、上記時間の前後に作業準備・後片付けを行なうことがあります。
- ③災害時の安全維持作業や、重量物の搬出入、ガス・水道など諸官庁による指定作業等の場合で、やむを得ず上記休日や作業時間外に作業を行なう場合には、緊急の場合を除き事前に掲示等の方法により皆様方へお知らせいたします。

28

7.工事の要領および安全対策 (2)

2.安全対策および粉じん対策について

- ① 工事現場周囲には、鋼製板・シート等の仮囲いを設け、工事関係者以外の方が現場内に立ち入ることがないように管理し、事故防止に努めます。
- ② 安全対策および粉じん対策のため、既存建物の外周を防音パネル・防護アミ・シート等で囲い作業を行ないます。
- ③ 作業中は散水を充分に行い、粉じんの飛散防止に努めます。
- ④ 工事に際しましては、ご近隣の建物・構築物などの損傷しないよう万全を期しますが、万一工事に起因して損傷が生じた場合には、協議の上、現状復旧など誠意を持って対応させていただきます。なお、本工事着手前に、隣接家屋などにつきましてご所有者にお立会いいただいたうえ写真撮影等必要箇所の調査を行い、記録を作成させていただきたいと思えます。該当の皆様には、別途ご協力をお願いいたします。

29

7.工事の要領および安全対策 (3)

3.騒音・振動について

施工に際しましては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、その他の関係法規を遵守することはもちろん、重機選定の際には低層音型の機器を採用するほか、適切な工法によって騒音・振動の抑制に努めます。

7.工事の要領および安全対策 (4)

4.工事用車両の運行・管理について

- ①工事用車両の運行につきましては、所轄警察署と協議のうえその指示指導内容を徹底し、歩行者の安全確保に努めます。
- ②工事用車両の出入りに際しましては、適宜交通誘導員を配置し、工事用車両のほか一般歩行者・通行車両の誘導をいたします。特に、園児・学童・生徒の通園・通学時には細心の注意を払い、安全対策に努めます。
- ③一般車両の運行の妨げにならないよう、工事用車両および工事関係者の車両が作業場周辺の道路に違法駐車することがないように指示徹底いたします。また、ダンプカー等の大型車両を本工事現場周辺の道路に待機駐車させないようにいたします。

31

7.工事の要領および安全対策 (5)

5.使用道路の維持管理について

本工事現場周辺の道路には、資材等を放置いたしません。
また、道路を土砂等で汚損しないよう配慮いたしますとともに、汚損した場合には、すみやかに清掃または復旧いたします。

6.現場管理について

工事関係者に対して、風紀・規律・火災防止等の教育・指導を行い、皆様方にご迷惑を及ぼす事がないよう指導・監督いたします。

32

7.工事の要領および安全対策 (6)

7.石綿（アスベスト）の除去について

既存建物には、一部個所に石綿（アスベスト）が使用されていることが既に判明しています。

石綿（アスベスト）の除去に関しては、国・東京都が定める法令・規則等に従い、専門業者により、飛散防止等万全の安全対策を講じたうえで除去作業・処分を行ないます。

33

8.連絡受付窓口

〇〇不動産株式会社 都市開発事業本部首都圏事業部

TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇・〇〇

〇〇建設株式会社 東京支店 建築工事作業所

TEL 03-55〇〇-〇〇53 担当〇〇 ・〇〇

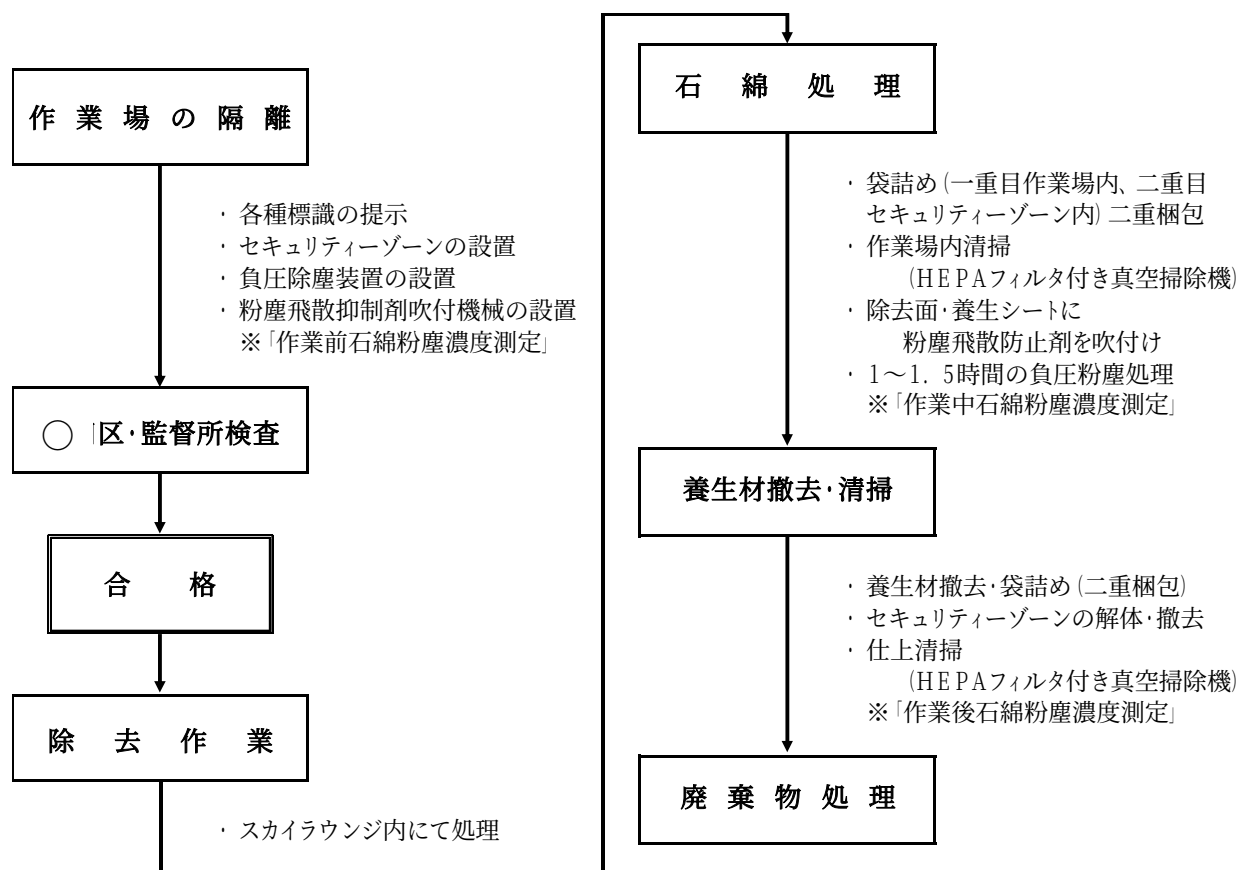
(現地事務所設置後は改めて連絡先をお伝えいたします。)

34

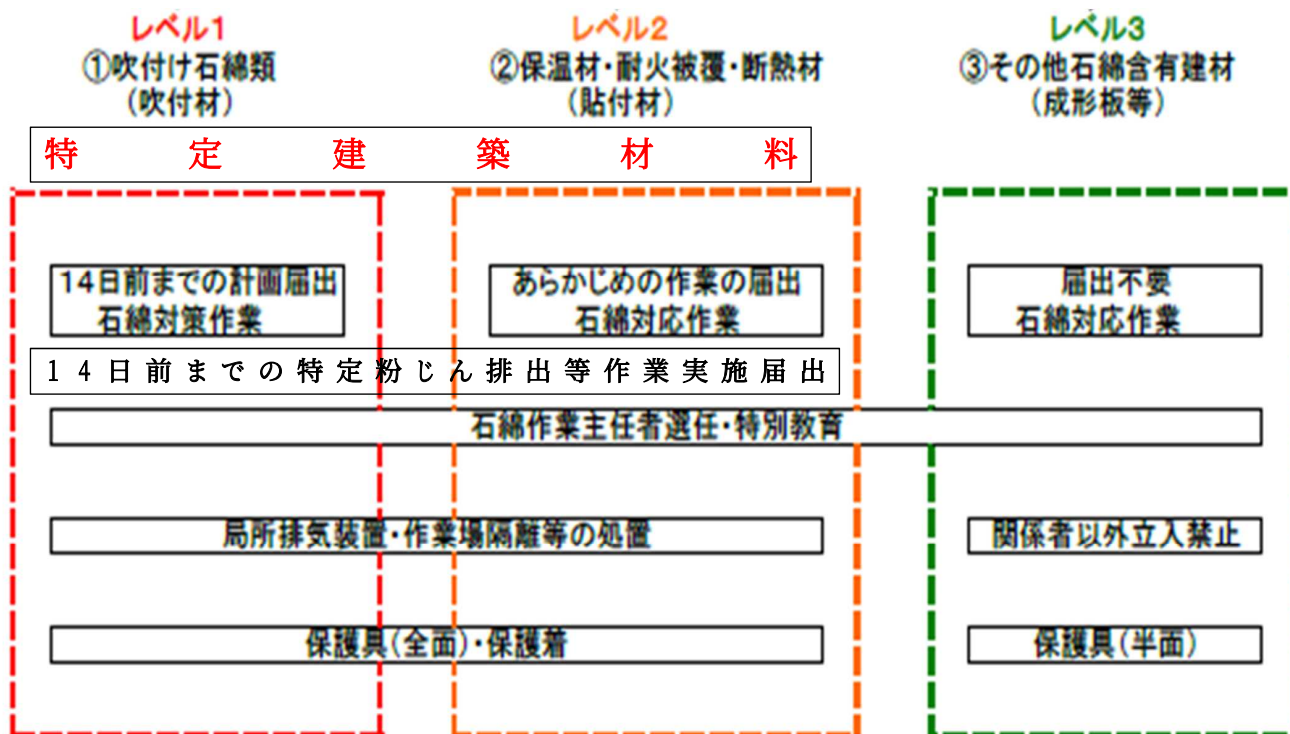
近隣説明 (アスベスト工事)

35

【レベル1 処理フロー】



36



37

アスベスト除去方法について

アスベスト等除去説明会
平成23年5月11日

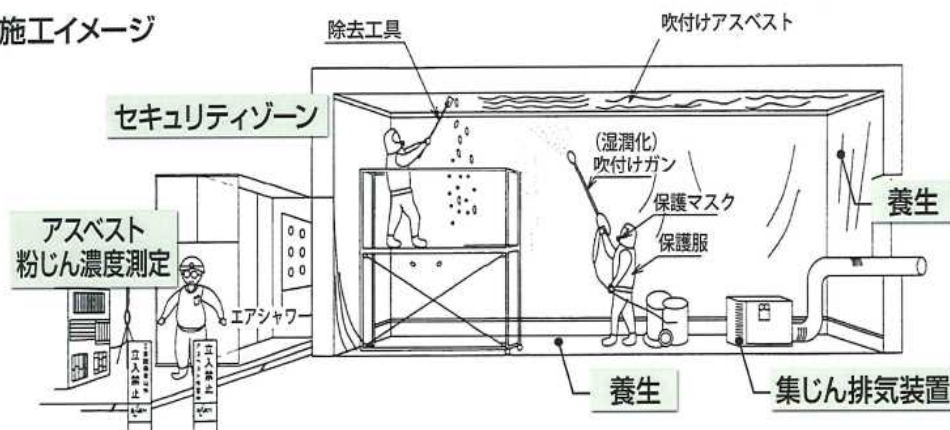
厳重な隔離養生により、アスベスト飛散を防止します

1. 吹付材などの除去方法

■ アスベスト飛散防止措置内容

- ・ プラスチックシートによって室内を隔離します。
- ・ 高性能フィルター付集じん排気装置により室内の気圧を下げ、外部への粉じん飛散を防止します。
- ・ 作業員の出入りは、エアシャワーを設けたセキュリティゾーンを経由することとし、アスベスト粉じんの漏洩を防止します。

施工イメージ



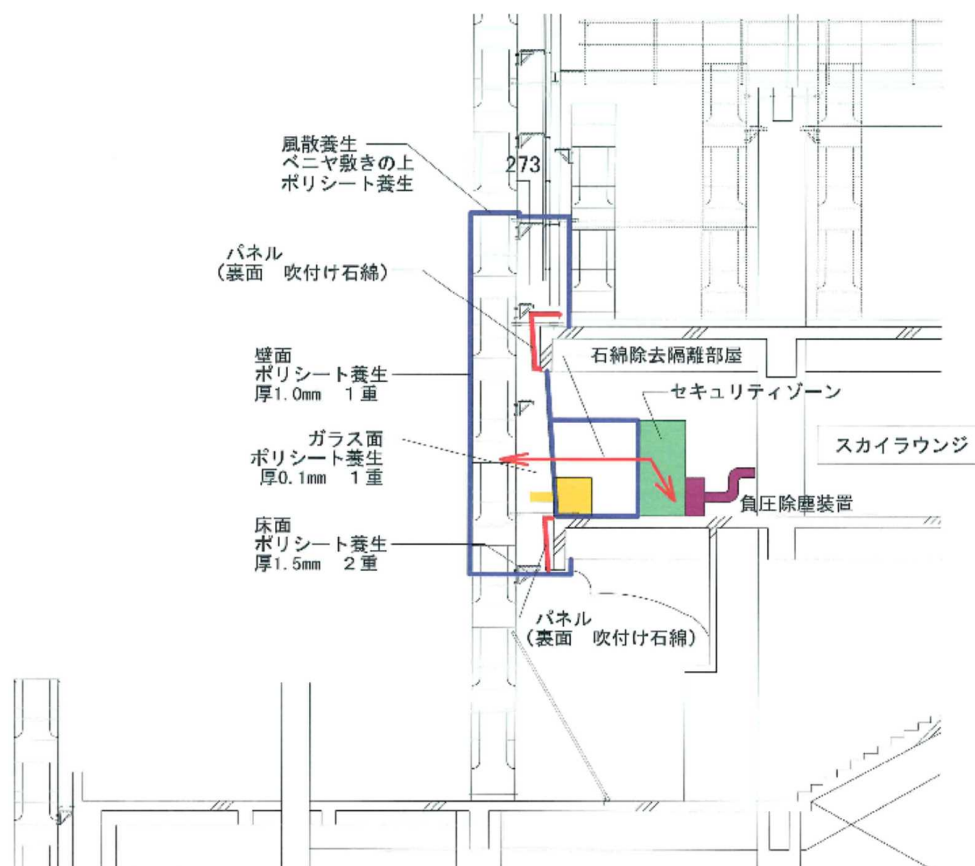
38

除去イメージ図（作業レベル1）



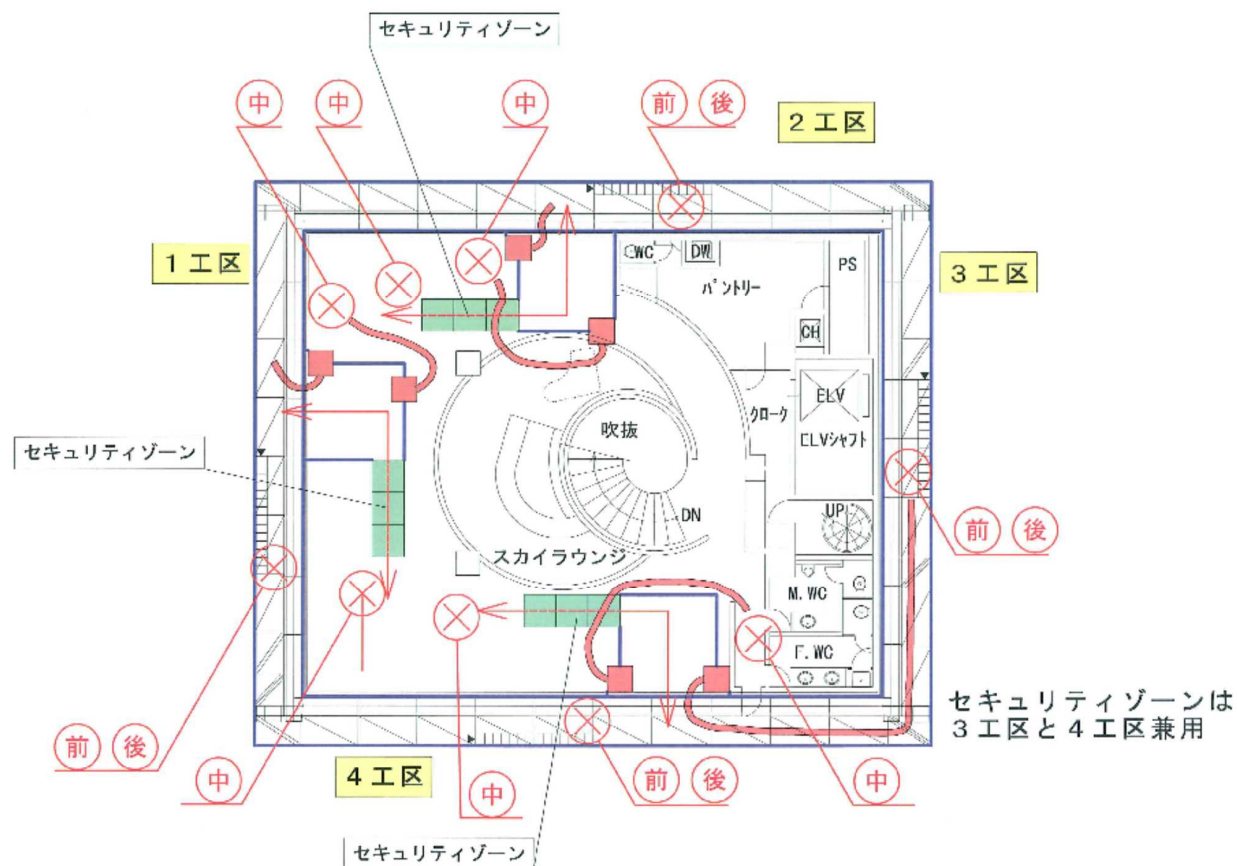
39

【PH パネル撤去時・隔離室養生状況断面図】



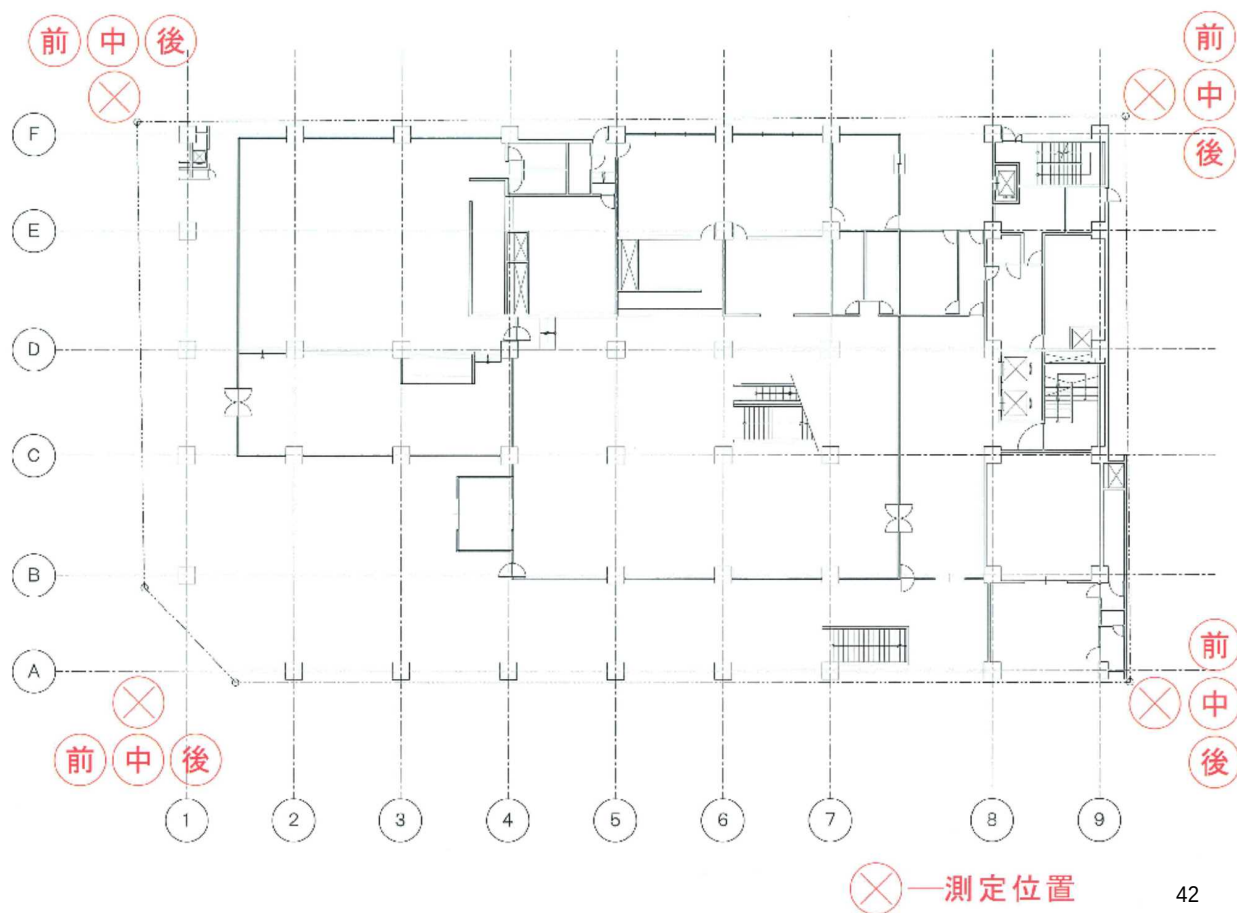
40

【PH パネル処理セキュリティゾーン平面図】



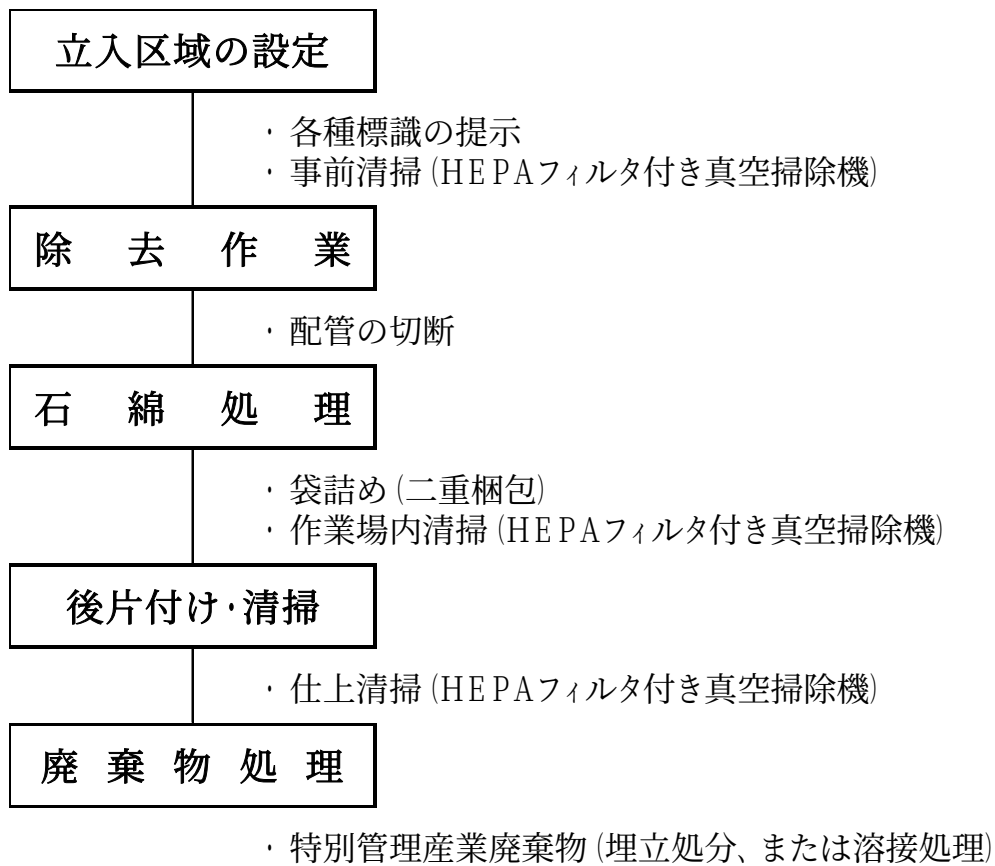
41

【濃度測定平面図】



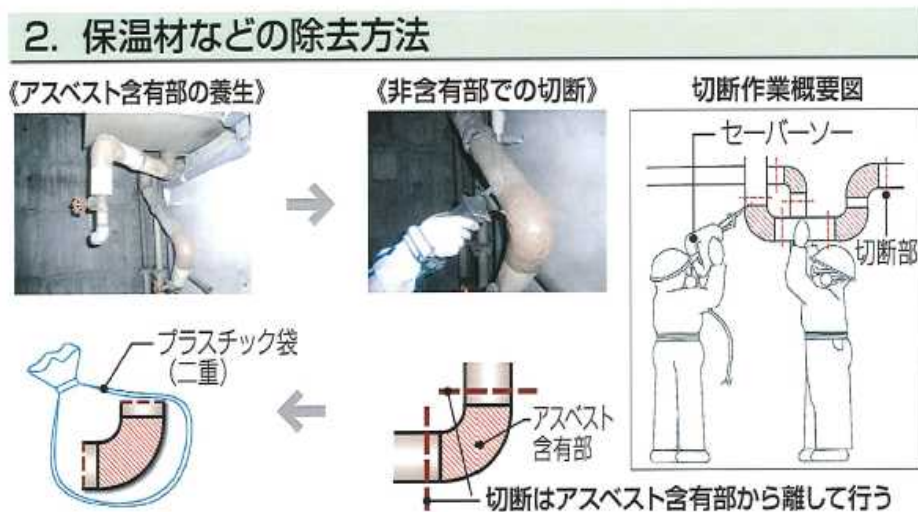
42

【レベル2処理フロー】



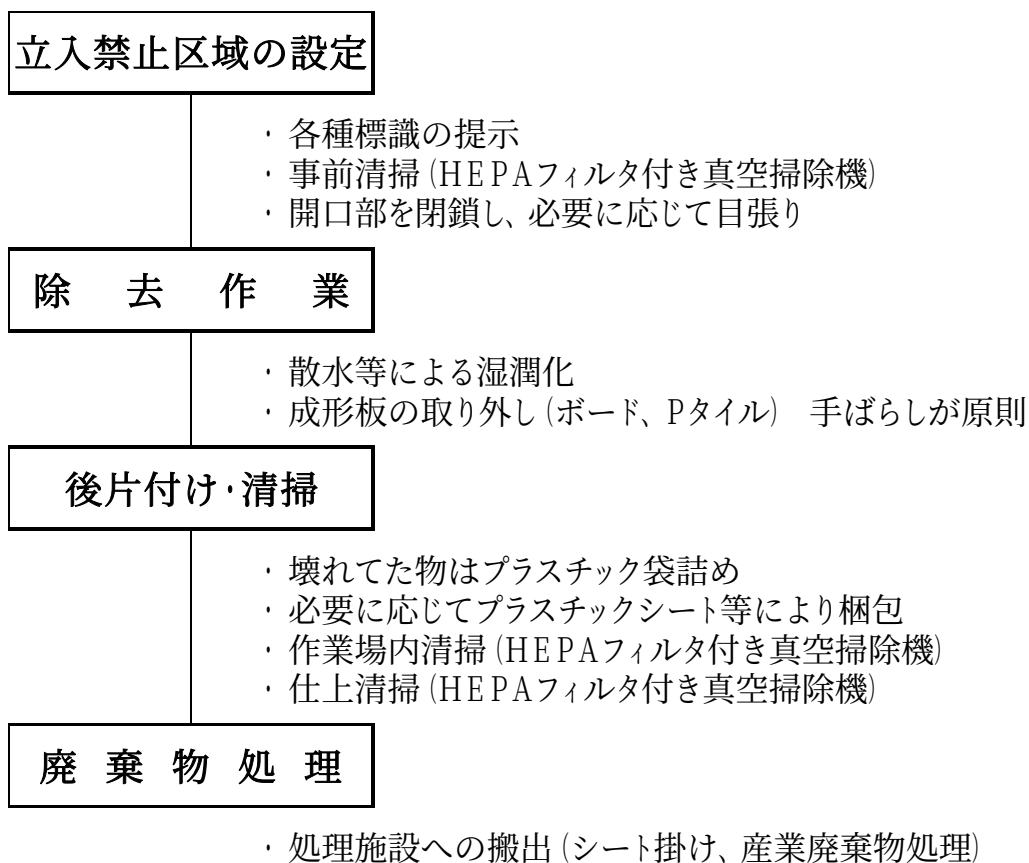
43

除去イメージ図 (作業レベル2)



44

【レベル3処理フロー】



45

【アスベスト処理工程】

	2 月	3 月	4 月
レベルⅢ	2/16 レベルⅢ撤去 非飛散性内装材	3/10	
レベルⅡ	2/20 レベルⅡ撤去 非飛散性 (設備配管接合部)	3/20	
レベルⅠ		3/15 レベルⅠ撤去 飛散性 (PH、笠木パネル裏面吹付)	4/16

46

厳重な隔離養生により、アスベスト飛散を防止します

産業廃棄物処理

- ・アスベストは飛散防止処理をして二重のプラスチック袋に詰め、特別管理産業廃棄物として処分します。
- ・使用したプラスチックシートや保護服もアスベストと同様に特別管理産業廃棄物として処分します。
- ・産業廃棄物は、許可を受けた収集業者・処分場と契約し、1台1台産業廃棄物管理票を交付し、不法投棄を防ぎます。